

原子力政策大綱

見直し必要性に関する意見

(核不拡散・核セキュリティの立場から)

平成22年8月3日

独立行政法人 原子力安全基盤機構 理事

京都大学名誉教授

中 込 良 廣

背景1：核物質防護と核セキュリティ

- ◆ 「核物質防護」と「核セキュリティ」が混在して現大綱に記述されている。

両者の違いが認識できていない？

- ◆ 大綱の随所に「核物質防護対策」や「核セキュリティの確保」等が記載されているが、我が国のものとして馴染んでいない感がある。

我が国のセキュリティ感覚の無さか？

背景2：核物質防護と核セキュリティ

- ◆ 世界的には、「核セキュリティ」は放射性同位元素(ラジオアイソトープ:RI)を含んだものというのが、常識である。
- ◆ 原子力の国際展開を謳うのであれば、核セキュリティを無視できないのが世界の現状！

核セキュリティから見た“国”とは？

(国策として原子力政策大綱を明確にするために…)

- ◆ 核セキュリティの理念をまとめる**主務官庁**を明確にする必要がある。

主務官庁にコントロール能力を持たせるべき



核セキュリティに関する「国（政府）」が見えてくる

- ◆ 特に、核燃料物質の**輸送**に関する防護(核セキュリティ対策)は、規制省庁を超えた対応が不可欠。

必要な追記・修文について

大綱の基本構成は変更する必要はない。

◆ 「2-4.人材の育成・確保」

核セキュリティ分野は、特に若手人材が不足している。仕事の内容に守秘性の高いものがあることから、評価する方策や受入市場を構築しない限り、若手人材は育たない、ことを記述されたい。

◆ 「2-5-1.透明性の確保」

核物質防護関連情報の秘密範囲については、すでに我が国では実施済みであるので、記載内容を見直す必要がある。

◆ 「2-5-3.学習機会の整備・充実」

核物質防護対策の強化による実物見学の機会が制限される傾向にあるが、事業者者の努力に期待するのみではなく、核セキュリティは国家としての対応であるとの認識に立った施策を考える必要がある。

◆ 「5-3.原子力産業の国際展開」

国際展開のためには、「3S構想」を語る資格を我々日本人が持つことが重要で、そのための国際性を持つ必要性を記載すべき。核セキュリティは、今や世界の原子力界では「常識」であることを認識する必要がある。

◆ 「第6章 原子力の研究・・・」

核セキュリティのことを認識した原子力の研究、開発及び利用に関する活動を評価する必要があることを明記する必要がある。